

令和8年度小麦の輸入先国の多元化に向けた調査業務仕様書

1 業務名

令和8年度小麦の輸入先国の多元化に向けた調査業務

2 業務の目的

世界の食料需給は、世界の人口増加等による食料需要の増大や異常気象による生産減少、新たな感染症や地域紛争等の発生による輸入や人の移動の一時的な停滞等、我が国の食料の安定的な供給に影響を及ぼす可能性のあるリスクが高まっております。今後もこのような状況が続くことが予想される。

こうした中、我が国の小麦の主な輸入先（銘柄）である米国（ウェスタン・ホワイト（WW）、ハード・レッド・ウィンター（セミ・ハード）（HRW（SH））、ダーク・ノーザン・スプリング（DNS））、カナダ（カナダ・ウェスタン・レッド・スプリング（1CW））、豪州（オーストラリア・スタンダード・ホワイト（ASW））で不測の事態が生じた場合に備えて、引き続き小麦の安定的な輸入を確保するためには、輸入先及び銘柄の多元化を図ることが重要と考えられる。

このため、代替輸入の可能性のある国、地域及び銘柄について、その生産動向、輸出能力及び想定される代替輸送ルートを把握するための調査を行う。

3 実施期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）までとする。

4 業務内容

(1) 調査対象国及び地域

- ① ドイツ（全国）
- ② 豪州南部（南オーストラリア州、ビクトリア州、ニュー・サウス・ウェールズ州）

(2) 調査対象とする小麦

食糧用小麦

(3) 調査事項

- ① 小麦の生産及び需給動向
 - ア 生産地域
 - イ 生産数量及び作付面積（他の穀物との比較を含む）
 - ウ 国内の需要と供給の動向、在庫状況
 - エ 輸出量及び潜在的輸出余力
 - オ 主な輸出先国への輸出量（日本向け輸出がある場合にはその用途）

- ② 小麦の銘柄（品種）と流通の動向
- ア 小麦銘柄の分類、品質規格及びその決定方法
 - イ 小麦銘柄別の用途
 - ウ 小麦銘柄別のたん白含有量等、品質の動向
 - エ 流通段階（収穫後から輸出に至る全工程）における品質分析の状況
 - オ 生産者がどのような観点で作付品種を選定するか
 - カ 新品種の開発状況（新品種の承認プロセスを含む）
- ③ 小麦銘柄別の価格動向（国内価格及び輸出価格（いずれもUSドル／トン））
- ④ 生産される小麦の品質に影響を及ぼす特徴的な要因
- ア 気候及び気象条件
 - イ 生産地の土壌条件
 - ウ 大豆・ソバ等アレルゲンとなる穀物の生産及び管理状況
- ※①～④に関しては、過去の動向（10年程度）も含めて調査を行う。
- ⑤ 生産される小麦の安全性に関する情報
- ア 残留農薬、カビ毒等の安全性に係る規制（当該規制・基準値の決定プロセスを含む）
 - イ 生産、保管、流通時に使用される農薬及び肥料の種類
 - ウ 輸出時における残留農薬等安全性検査の体制等
 - エ 豪州南部における遺伝子組み換え及びゲノム編集の動向（生産者、集荷業者及び輸出業者の各段階における取扱いへの意欲、考えを含む。）
- ⑥ 穀物物流の状況及び最近の動向
- ア 小麦流通の経路（生産から消費（輸出）までのフロー）
 - イ 産地から輸出港までの主な輸送手段及び輸送能力
 - ウ 主要な集荷業者及び輸出業者とその取扱量（現地に関連する穀物メジャーの戦略・動向等を含む）
 - エ 産地における集荷施設（収容力及びクリーニング設備の有無）
 - オ 輸出港における輸出施設ごとの規模及び能力
- ※関係する施設等の写真も盛り込むこと。
- ⑦ 想定される輸出港から日本までの輸送ルート
（所要日数及び輸送コスト（船形は2万トンサイズのバルク船を想定。））
- ア ドイツ
 - ・スエズ運河及び喜望峰を經由して日本までのルート
 - イ 豪州南部
 - ・太平洋及びインド洋を經由して日本までのルート
 - ・日本向けASWを豪州南部から日本まで輸送するルート
 - ウ 輸送時の課題（荒天、凍結、港湾ストライキ等のリスク）

- ⑧ 調査対象国及び地域における農業政策（穀物政策）の動向
- ⑨ その他本調査に必要な情報であって、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課（以下「貿易業務課」という。）から依頼があったもの。
- ⑩ なお、⑥の写真については、各写真の基礎情報（撮影日、場所）のほか、写真の状況説明を200字前後にまとめて添付すること。また、写真の解像度は、原則として画素数が1280×720ピクセル以上又はサイズが320KB以上とする。ただし、政治情勢等により、写真の撮影が困難な場合は、貿易業務課と協議を行うこととする。

(4) 調査の手法及び体制

- ① 請負者は、調査の手法や実施体制について企画提案し、(3)⑨に基づき貿易業務課と協議を行った上で調査を実施すること。
- ② 請負者は、上記(3)の調査等を行うに当たり、必要に応じて小麦の生育や流通等に係るコンサルタント業務を行う事業所等（請負者の支社・支店等のほか、再請負先、農業アドバイザー等の個人を含む。以下「現地事業所等」という。）を活用することができる。

③ 現地調査の実施

ア 現地事業所等から得た情報の検証並びに公表資料では入手できない現地の小麦需給に影響を及ぼし得る事項及びその変動・動向について調査することを目的として、対象地域ごとに少なくとも1回の現地調査を行うこと。調査の規模としては、関係機関への聞き取り、産地、輸出港等の視察に計5日程度を想定し、調査箇所は、食糧用小麦の生産、集荷、輸送、輸出地域及び農薬・肥料の施用状況等とする。また、現地調査の実施に当たっては、調査項目、日程、調査箇所等について貿易業務課担当者と協議した上で現地調査計画を作成することとする。

イ 現地調査については、必要に応じて貿易業務課担当者も同行する場合がある。なお、貿易業務課担当者に固有に係る費用は、農林水産省で負担する。ただし、貿易業務課担当者と請負者の負担が区分し難い物品・役務等に係る費用については、本業務に係る費用として請負者の負担とする。

ウ 世界的な感染症の拡大、紛争又は戦乱等により現地調査が困難な場合は、貿易業務課担当者と協議することとする。

(5) 報告書の作成・報告

請負者は、上記(1)の国及び対象地域ごとに(3)の調査事項について、(4)の調査手法により調査した結果を取りまとめて報告書を作成し、提出するものとする。また、請負者は、当該報告書の提出後、貿易業務課が開催する会議（輸入先国多元化検討会）に出席し、報告書の内容を説明するものとする。

(6) 報告書の納付期限

令和8年12月28日（月）とする。

(7) 報告書の提出先

請負者は、報告書を上記(6)の納付期限までに電子メールにより提出する。

電子メールアドレスについては、請負者に対し契約締結後に貿易業務課担当者から通知する。

なお、輸入先国多元化検討会における議論等を踏まえ修正の上、業務実施期間までに最終報告書として提出するものとする。

5 著作権

(1) 請負者は、成果物に関する一切の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を農林水産省に無償で譲渡するものとし、農林水産省の行為について著作者人格権を行使しないものとする。

(2) 請負者は、第三者が権利を有する著作物（写真、イラスト等）を使用する場合は、原著作等々の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

(3) 請負者は、農林水産省が成果物を活用する場合及び農林水産省が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作等々の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の使用に当たっては、請負者と協議の上、その利用の取り決めをするものとする。

(4) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら農林水産省の責に帰す場合を除き、請負者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、農林水産省は係る紛争等の事実を知ったときは、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

6 その他

(1) 提出された報告書については、必要に応じて内容の一部又は全部を公表する場合がある。

(2) 仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた事項は、発注者と請負者が協議の上処理する。

(3) 請負者は、本業務実施期間中及び本業務終了後においても、発注者又は貿易業務課担当者から本業務に関して問合せ等があった場合は、誠実に対応する。

(4) 環境負荷低減の取組として、請負者は、本業務の遂行に当たって、労働安

全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の関連する環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。新たな環境負荷を与えることにならないよう、申請時及び報告時に別記様式 1「みどりチェック」チェックシート（民間事業者・自治体等向け）を用いて報告すること。また、事業の最終報告時に別記様式 2 を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

- | |
|---|
| <p>ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。</p> <p>イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。</p> <p>ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。</p> <p>エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。</p> |
|---|

別記様式 1

「みどりチェック」 チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名			
組織名			
代表者氏名			↓該当する方に○
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・ ※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨	資源の再利用を検討
	生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑪	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

・「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（
）